

那珂川市国民保護計画変更(案)新旧比較対照表 (第1回国民保護協議会資料)

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等																										
共通	町、財政課、経営企画課、住民生活部、住民課、福祉課、国民年金健康課、地域整備部	市、行政経営課、市民生活部、市民課、生活福祉課、障がい者支援課、健康課、都市整備部	市制施行 行政組織機構の見直し																										
		行政委員会事務局、人事秘書課、収納課、こども応援課、地域づくり課、教育総務課、教育指導室、文化振興課	行政組織機構の見直し																										
	障害者	障がい者	那珂川市職員対応要領に基づく見直し																										
目次3	1 武力攻撃原子力災害への対処	目次 1 武力攻撃原子力災害等への対処																											
2	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要避難地域</td> <td>住民の避難が必要な地域をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難先地域</td> <td>住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。</td> </tr> <tr> <td>緊急物資</td> <td>避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難住民等</td> <td>避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者</td> <td>必要な情報の収集や安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者(児)、乳幼児等をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。	災害時要援護者	必要な情報の収集や安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者(児)、乳幼児等をいう。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要避難地域</td> <td>住民の避難が必要な地域をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難先地域</td> <td>住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。</td> </tr> <tr> <td>緊急物資</td> <td>避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難住民等</td> <td>避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者</td> <td>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。	要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。	災害対策基本法の改正 (平成25年)
用語	意義																												
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。																												
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。																												
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。																												
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。																												
災害時要援護者	必要な情報の収集や安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者(児)、乳幼児等をいう。																												
用語	意義																												
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。																												
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。																												
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。																												
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。																												
要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。																												
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。																												
9 10	<p>(2) 気候</p> <p>九州の北部に位置する那珂川市は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区分に区分される。日本海型気候区の主な特徴は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均気温は15～16℃、1月の平均気温は6℃以下でほかの気候区に比べて寒い。 年降水量は1,700mm前後で、内海型気候区に次いで降水量は少ない。 この地域の最大の特徴は、冬季に曇りや雨の天気が多いことと、北西の季節風をまともに受けて風の強い日が多い。 <p>※出典 太宰府観測所の記録 (表中) 降水量 総量 合計 1986</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>本町の人口(平成18年8月31日現在)は、48,187人(男23,680人、女24,507人)、世帯数17,670世帯で、1世帯あたりの構成人員は2.7人である。</p> <p>国勢調査結果から人口及び世帯数の推移は、人口・世帯数ともに増加傾向にあって30年間で人口は約2.7倍、世帯数は3.5倍に増加した。しかし、1世帯あたりの平均人口は減少傾向にある。また、年齢別では、最も多い年齢層は25～29歳層であり、次いで高齢者及び高齢者予備軍の50～54歳層が多い。50歳以下の年齢層は、各層で男女とも約1,500人と変化がないのが特徴である。</p>	<p>(2) 気候</p> <p>九州の北部に位置する那珂川市は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区分に区分される。日本海型気候区の主な特徴は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均気温は17℃、1月の平均気温は6℃以下でほかの気候区に比べて寒い。 年降水量は2,300mm前後で、内海型気候区に次いで降水量は少ない。 この地域の最大の特徴は、冬季に曇りや雨の天気が多いことと、北西の季節風をまともに受けて風の強い日が多い。 <p>※出典 2012年 太宰府観測所の記録 (表中) 降水量 総量 合計 2302.5</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口(住民基本台帳:令和4年7月31日現在)は、50,092人(男性24,200人、女性25,892人)世帯数21,479世帯で、1世帯あたりの構成人員は2.3人である。</p> <p>平成27年実施の国勢調査では、人口が50,004人となり、市制要件の一つである「人口5万人以上」を達成したことから、平成30年10月1日より那珂川市となった。</p> <p>また、年齢別では、最も多い年齢層は45～49歳層であり、次いで50～54歳層となっており、平均年齢は43歳である。65歳以上の人口は12,102人であり、全体の24.2%となっている。</p>	最新の状況																										
10	<p>(5) 鉄道の位置等</p> <p>鉄道は、JR西日本の新幹線車両基地(博多南駅)があり、博多駅と博多南駅を結ぶ博多南線は、朝・夕は通勤、通学の乗降客で混雑している。</p> <p>また、平成22年には、九州新幹線が全面開通する予定であり、博多駅と西鹿兒島駅を結ぶ新幹線の往来が始まる。</p>	<p>(5) 鉄道の位置等</p> <p>鉄道は、JR西日本の新幹線車両基地(博多南駅)があり、博多駅と博多南駅を結ぶ博多南線は、<u>新幹線が在来線急行で運行し、朝・夕は通勤、通学で多くの市民に利用されており、生活にかけがえのない公共交通となっている。</u></p>	最新の状況																										
11	<p>イ 留意点</p> <p>福岡市、北九州市の指定都市等、人口の密集した地域が当初の侵攻目標となりやすい沿岸部にあり、当該地域の住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意しつつ、先行的に避難させることが必要となる。</p> <p>避難に当たっては、沿岸部からの影響が及ばない県南部、九州南部又は本州方面への避難が必要となる。</p> <p>また、玄海灘を中心に離島があり、離島住民の避難についての備えが必要となる。</p>	<p>イ 留意点</p> <p>福岡市、北九州市の指定都市等、人口の密集した地域が当初の侵攻目標となりやすい沿岸部にあり、当該地域の住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意しつつ、先行的に避難させることが必要となる。</p> <p>避難に当たっては、沿岸部からの影響が及ばない県南部、九州南部又は本州方面への避難が必要となる。</p>	市の実情に合わせる。																										
13	<p>県国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針に沿って以下に掲げる事態を対象として想定する。なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。</p>	<p>以下に掲げる事態を対象として想定する。 なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。</p>	「1 武力攻撃事態」の表現に合わせる。																										

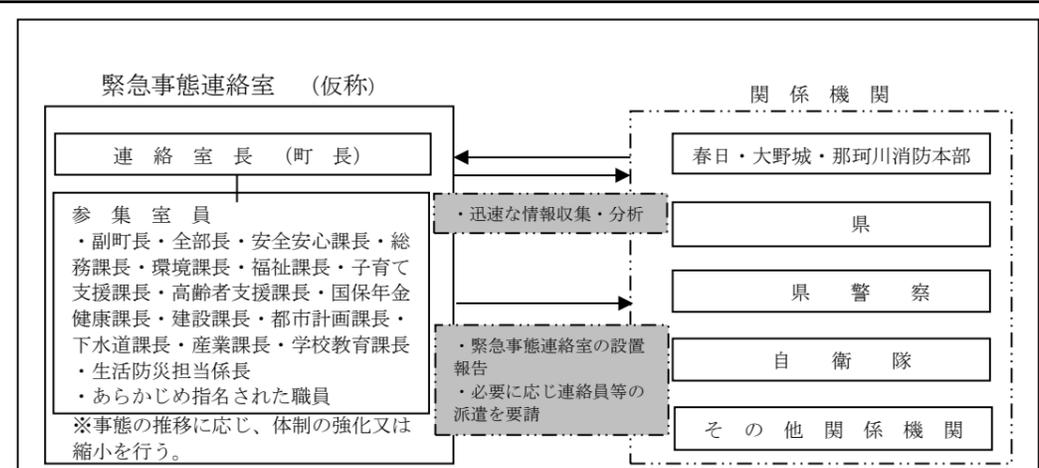
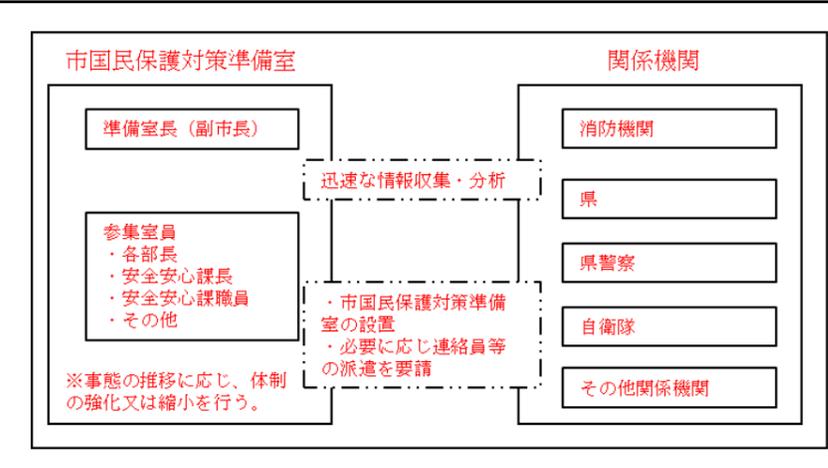
那珂川市国民保護計画変更(案)新旧比較対照表 (第1回国民保護協議会資料)

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等																																								
15	<p>ウ 留意点</p> <p>二次災害の発生を防止するため立入禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。</p> <p>消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。</p> <p>原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。</p>	<p>ウ 留意点</p> <p>二次災害の発生を防止するため立入禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。</p> <p><u>核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。</u></p> <p>消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。</p> <p>原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。</p>	福岡県国民保護計画との整合																																								
16	<p>【町の各部局における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="142 632 1353 1997"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各課共通</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係する国又は県及びその出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 所管する町有施設の管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民の権利利益の救済に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>安全安心課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 避難住民の運送に関すること。 救援物資の運送に関すること。 物資及び資材の備蓄等に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>環境課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遺体の措置及び埋葬に関すること。 廃棄物処理に関すること。 上水施設の運営及び保全に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>福祉課 子育て支援課 高齢者支援課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の安全確保に関すること。 保育所等への警報等の伝達体制の整備に関すること。 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>国民年金健康課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること。 河川、ため池等の状況の把握、対策に関すること。 道路状況の把握、対策に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地施設の把握、対策に関すること。 建築物の危険度調査等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の運営及び保全に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>産業課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 商工会、農業団体との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒等の安全確保に関すること。 幼稚園、小学校、中学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課名	平素の業務	各課共通	<ul style="list-style-type: none"> 関係する国又は県及びその出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 所管する町有施設の管理に関すること。 	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民の権利利益の救済に関すること。 	安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 避難住民の運送に関すること。 救援物資の運送に関すること。 物資及び資材の備蓄等に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の措置及び埋葬に関すること。 廃棄物処理に関すること。 上水施設の運営及び保全に関すること。 	福祉課 子育て支援課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の安全確保に関すること。 保育所等への警報等の伝達体制の整備に関すること。 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること。 	国民年金健康課	<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること。 河川、ため池等の状況の把握、対策に関すること。 道路状況の把握、対策に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地施設の把握、対策に関すること。 建築物の危険度調査等に関すること。 	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の運営及び保全に関すること。 	産業課	<ul style="list-style-type: none"> 商工会、農業団体との連絡調整に関すること。 	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒等の安全確保に関すること。 幼稚園、小学校、中学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること。 	<p>【市の各部課における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1406 632 2617 1997"> <thead> <tr> <th>部課名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部課共通</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県及び関係する市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関すること 所管する市有施設の管理に関すること </td> </tr> <tr> <td>安全安心課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市国民保護協議会の運営に関すること 市国民保護対策本部に関すること 避難施設の運営体制の整備に関すること 物資及び資材の備蓄等に関すること 自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること 自主防災組織との連絡調整に関すること 避難実施要領の作成に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 特殊標章等の交付等に関すること </td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 財政措置に関すること 庁舎会議室等の利用調整及び車両の確保等に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 安否情報の収集体制の整備に関すること 広報に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 区長との連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 遺体の火葬・埋葬に関すること 救援物資の輸送に関すること 上水道の運営に関すること </td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の状況把握及び支援策に関すること 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること 医療、医薬品等に関すること 保育所、幼稚園等への警報等の伝達体制の整備に関すること 幼児、園児等の安全確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の管理並びに復旧に関すること 国道及び県道の管理者、市道占用関係機関との連絡調整に関すること 交通規制等に係る県警察との連絡調整に関すること コミュニティバスの運行等に関すること 建設関係団体等との連絡調整に関すること 商工会、農業団体との連絡調整に関すること 下水道施設の維持管理に関すること </td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導に関すること 児童、生徒等の安全確保に関すること 小学校、中学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部課名	平素の業務	各部課共通	<ul style="list-style-type: none"> 県及び関係する市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関すること 所管する市有施設の管理に関すること 	安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> 市国民保護協議会の運営に関すること 市国民保護対策本部に関すること 避難施設の運営体制の整備に関すること 物資及び資材の備蓄等に関すること 自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること 自主防災組織との連絡調整に関すること 避難実施要領の作成に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 特殊標章等の交付等に関すること 	総務部	<ul style="list-style-type: none"> 財政措置に関すること 庁舎会議室等の利用調整及び車両の確保等に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 安否情報の収集体制の整備に関すること 広報に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 区長との連絡調整に関すること 	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 遺体の火葬・埋葬に関すること 救援物資の輸送に関すること 上水道の運営に関すること 	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の状況把握及び支援策に関すること 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること 医療、医薬品等に関すること 保育所、幼稚園等への警報等の伝達体制の整備に関すること 幼児、園児等の安全確保に関すること 	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の管理並びに復旧に関すること 国道及び県道の管理者、市道占用関係機関との連絡調整に関すること 交通規制等に係る県警察との連絡調整に関すること コミュニティバスの運行等に関すること 建設関係団体等との連絡調整に関すること 商工会、農業団体との連絡調整に関すること 下水道施設の維持管理に関すること 	教育部	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導に関すること 児童、生徒等の安全確保に関すること 小学校、中学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること 	地域防災計画の部課名との整合
課名	平素の業務																																										
各課共通	<ul style="list-style-type: none"> 関係する国又は県及びその出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 所管する町有施設の管理に関すること。 																																										
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民の権利利益の救済に関すること。 																																										
安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 避難住民の運送に関すること。 救援物資の運送に関すること。 物資及び資材の備蓄等に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 																																										
環境課	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の措置及び埋葬に関すること。 廃棄物処理に関すること。 上水施設の運営及び保全に関すること。 																																										
福祉課 子育て支援課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の安全確保に関すること。 保育所等への警報等の伝達体制の整備に関すること。 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること。 																																										
国民年金健康課	<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 																																										
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること。 河川、ため池等の状況の把握、対策に関すること。 道路状況の把握、対策に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 																																										
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地施設の把握、対策に関すること。 建築物の危険度調査等に関すること。 																																										
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の運営及び保全に関すること。 																																										
産業課	<ul style="list-style-type: none"> 商工会、農業団体との連絡調整に関すること。 																																										
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒等の安全確保に関すること。 幼稚園、小学校、中学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること。 																																										
部課名	平素の業務																																										
各部課共通	<ul style="list-style-type: none"> 県及び関係する市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関すること 所管する市有施設の管理に関すること 																																										
安全安心課	<ul style="list-style-type: none"> 市国民保護協議会の運営に関すること 市国民保護対策本部に関すること 避難施設の運営体制の整備に関すること 物資及び資材の備蓄等に関すること 自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること 自主防災組織との連絡調整に関すること 避難実施要領の作成に関すること 国民保護措置についての訓練に関すること 特殊標章等の交付等に関すること 																																										
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 財政措置に関すること 庁舎会議室等の利用調整及び車両の確保等に関すること 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 安否情報の収集体制の整備に関すること 広報に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 区長との連絡調整に関すること 																																										
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 遺体の火葬・埋葬に関すること 救援物資の輸送に関すること 上水道の運営に関すること 																																										
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の状況把握及び支援策に関すること 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関すること 医療、医薬品等に関すること 保育所、幼稚園等への警報等の伝達体制の整備に関すること 幼児、園児等の安全確保に関すること 																																										
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の管理並びに復旧に関すること 国道及び県道の管理者、市道占用関係機関との連絡調整に関すること 交通規制等に係る県警察との連絡調整に関すること コミュニティバスの運行等に関すること 建設関係団体等との連絡調整に関すること 商工会、農業団体との連絡調整に関すること 下水道施設の維持管理に関すること 																																										
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導に関すること 児童、生徒等の安全確保に関すること 小学校、中学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること 																																										

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等																
17	国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。	国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、 <u>安全安心課</u> 長等の国民保護担当責任者が行う。	市の実情に合わせる。																
18	<p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="172 310 1151 573"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①緊急事態準備体制</td> <td>町災害対策注意配備体制のメンバーが参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、那珂川町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③町国民保護対策本部体制</td> <td>全ての職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	①緊急事態準備体制	町災害対策注意配備体制のメンバーが参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、那珂川町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③町国民保護対策本部体制	全ての職員が本庁又は出先機関等に参集	<p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="1427 310 2407 573"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①<u>注意配備</u>体制</td> <td><u>市</u>災害対策注意配備体制のメンバーが参集</td> </tr> <tr> <td>②<u>市国民保護対策準備</u>体制</td> <td>原則として、那珂川<u>市</u>国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③<u>市</u>国民保護対策本部体制</td> <td>全ての職員が本部庁舎等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	① <u>注意配備</u> 体制	<u>市</u> 災害対策注意配備体制のメンバーが参集	② <u>市国民保護対策準備</u> 体制	原則として、那珂川 <u>市</u> 国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③ <u>市</u> 国民保護対策本部体制	全ての職員が本部庁舎等に参集	地域防災計画との整合
体制	参集基準																		
①緊急事態準備体制	町災害対策注意配備体制のメンバーが参集																		
②緊急事態連絡室体制	原則として、那珂川町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																		
③町国民保護対策本部体制	全ての職員が本庁又は出先機関等に参集																		
体制	参集基準																		
① <u>注意配備</u> 体制	<u>市</u> 災害対策注意配備体制のメンバーが参集																		
② <u>市国民保護対策準備</u> 体制	原則として、那珂川 <u>市</u> 国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																		
③ <u>市</u> 国民保護対策本部体制	全ての職員が本部庁舎等に参集																		
23	<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会及び福岡地区非常通信連絡会（福岡県消防防災安全課内）との連携に十分配慮する。</p>	<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p><u>市</u>は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会及び福岡<u>県</u>非常通信連絡会（福岡県<u>防災企画</u>課内）との連携に十分配慮する。</p>	福岡県国民保護計画との整合																
24	<p>(表中) 運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 省略 省略 省略 省略 省略 省略 省略 <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、<u>防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</u> 	<p>(表中) 運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 省略 省略 省略 省略 省略 省略 省略 <ul style="list-style-type: none"> <u>国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線 (同報系)、広報車両等の活用はもとより、携帯電話に対する電子メールなど迅速な伝達体制の構築を図る。</u> 高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	国民の保護に関する基本指針の変更 (平成26年5月9日)																
24	<p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p>	<p>(2) 防災行政無線<u>等</u>の整備</p> <p><u>市</u>は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) その他の防災行政無線の整備に努め、県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努める。</u></p>	国民の保護に関する基本指針の変更 (平成26年5月9日)																
25	<p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報 (以下参照) に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。) 第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>	<p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p><u>市</u>は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報 (以下参照) に関して、原則として、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u> (以下「安否情報省令」という。) 第1条に規定する<u>様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、安否情報システムを用いて、県に報告する。</u></p>																	
27	<p>※【福岡県の国民保護】</p> <p>http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm</p>	<p>※【福岡県の国民保護】</p> <p>http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/protection/</p>	福岡県国民保護計画との整合																

那珂川市国民保護計画変更(案)新旧比較対照表 (第1回国民保護協議会資料)

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等
27 28	(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。	(1) <u>市</u> における訓練の実施 <u>市</u> は、近隣市、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	国民の保護に関する基本指針の変更 (平成29年12月19日)
29	【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (表中) ○ 災害時要援護者の支援プラン	【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 (表中) ○ <u>避難行動要支援者名簿</u>	災害対策基本法の改正 (平成25年)
29 30	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 ※【災害時要援護者の避難支援プランについて】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)参照)。避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。 災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる(家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載)。	(3) 高齢者、障がい者等 <u>避難行動要支援者</u> への配慮 <u>市</u> は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する <u>避難行動要支援者名簿</u> を活用しつつ、 <u>避難行動要支援者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>避難行動要支援者支援班</u> 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 ※【 <u>避難行動要支援者名簿</u> について】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の <u>避難行動要支援者</u> への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる <u>避難行動要支援者名簿</u> を活用することが重要である(「 <u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u> 」(平成25年8月)参照)。 <u>避難行動要支援者名簿</u> は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、 <u>避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。</u>	災害対策基本法の改正 (平成25年)
30 31	① 町は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行い、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 ④市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障害者などの災害時要援護者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災、地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に務めるよう要請する。	① <u>市</u> は、関係機関(教育委員会など <u>市</u> の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行い、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、高齢者、障害者、乳幼児等の <u>避難行動要支援者</u> の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 ④ <u>市</u> は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障害者などの <u>避難行動要支援者</u> の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災、地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に務めるよう要請する。	災害対策基本法の改正 (平成25年)
31	町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。	<u>市</u> は、県が行う避難施設の指定に際しては、 <u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u> の必要な情報を提供するなど県に協力する。	基本指針の変更 (平成29年12月19日)
32	(表中) 表側 国民保護第27条 国民保護第28条	(表中) 表側 国民保護 <u>法施行令</u> 第27条 国民保護 <u>法施行令</u> 第28条	
32	1号 省略 2号 省略 3号 <u>環境部</u> 水道整備室 4号 企画振興部交通 <u>対策課</u> 5号 (ブランク) 7号 <u>土木部</u> 港湾課 8号 (ブランク) 9号 国土交通省 <u>農林水産省</u> <u>土木部</u> 河川課 <u>農政部</u> 農地計画課 企業局管理課	1号 省略 2号 省略 3号 <u>県土整備部</u> 水道整備室 4号 企画・ <u>地域振興部</u> 交通 <u>政策課</u> 5号 - 7号 <u>県土整備部</u> 港湾課 8号 企画・ <u>地域振興部</u> 空港 <u>事業課</u> 9号 国土交通省 <u>経済産業省</u> <u>県土整備部</u> 河川 <u>管理課</u> <u>農林水産部</u> 農村森林整備課 企業局管理課	福岡県国民保護計画との整合

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等
32	<p>1号 (ブランク) 2号 保健福祉部薬務課 3号 (ブランク) 4号 省略 5号 文部科学省 経済産業省 (ブランク) 6号 文部科学省 経済産業省 (ブランク) 7号 文部科学省 消防防災安全課 8号 毒劇薬 (薬事法) 保健福祉部薬務課 農政部畜産課 9号 省略 10号 (ブランク) 11号 保健福祉部保健福祉課</p>	<p>1号 総務部防災危機管理局消防防災指導課 2号 保健医療介護部薬務課 3号 商工部工業保安課 4号 省略 5号 原子力規制委員会 総務部防災危機管理局防災企画課 6号 原子力規制委員会 総務部防災危機管理局防災企画課 7号 原子力規制委員会 総務部防災危機管理局防災企画課 8号 毒劇薬 (医薬品医療機器等法) 保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課 9号 省略 10号 保健医療介護部保健医療介護総務課 11号 保健医療介護部保健医療介護総務課</p>	<p>福岡県国民保護計画との整合</p>
36	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したりした場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。</p>	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したりした場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、<u>市</u>は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる<u>ことから</u>、<u>市</u>の初動体制について、以下のとおり定める。</p>	<p>福岡県国民保護計画との整合</p>
36	<p>1 事態認定前における緊急事態連絡室 (仮称) 等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室 (仮称) 等の設置</p> <p>① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室 (仮称) を設置する。</p> <p>緊急事態連絡室 (仮称) は、町対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p>	<p>1 <u>市国民保護対策準備室</u>の設置及び初動措置</p> <p>(1) <u>市国民保護対策準備室</u>の設置</p> <p>① <u>市職員は、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員に報告する。</u></p> <p>② <u>市長は、現場からの情報により当該事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市国民保護対策準備室を設置する。</u> <u>市国民保護対策準備室は、副市長、各部長、安全安心課長など、事案発生時の対処に必要な要員により構成する。</u></p>	<p>福岡県国民保護計画との整合</p>
36			<p>福岡県国民保護計画との整合</p>

那珂川市国民保護計画変更(案)新旧比較対照表 (第1回国民保護協議会資料)

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等
36 37	<p>※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告する。</p> <p>② 緊急事態連絡室（仮称）は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行う。</p> <p>この場合、緊急事態連絡室（仮称）は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>町は、緊急事態連絡室（仮称）において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>町は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。</p> <p>(3) 関係機関への支援の要請</p> <p>町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。</p> <p>(4) 町対策本部への移行に要する調整</p> <p>緊急事態連絡室（仮称）を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室（仮称）は廃止する。</p> <p>※【災害対策基本法との関係について】</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律でないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部課室に対し周知徹底する。</p>	<p>※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。</p> <p>③ 市国民保護対策準備室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市国民保護対策準備室を設置した旨について、県に連絡を行う。</p> <p>この場合、市国民保護対策準備室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>市は、市国民保護対策準備室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。</p> <p>(3) 関係機関への支援の要請</p> <p>市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。</p> <p>(4) 市対策本部への移行に要する調整</p> <p>市国民保護対策準備室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市国民保護対策準備室は廃止する。</p> <p>※【災害対策基本法との関係について】</p> <p>災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律でないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。</p>	福岡県国民保護計画との整合
38	(図中) 緊急事態連絡室（仮称）	(図中) 市国民保護対策準備室	福岡県国民保護計画との整合
38	<p>町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態準備体制（仮称）を立ち上げ、又は緊急事態連絡室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。</p> <p>この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。</p>	<p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、注意配備体制を立ち上げ、又は市国民保護対策準備室を設置して、即応体制の強化を図る。</p> <p>この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。</p>	
39	<p>② 町長による市対策本部の設置</p> <p>指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室（仮称）を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。（前述））。</p>	<p>② 市長による市対策本部の設置</p> <p>指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に市国民保護対策準備室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。（前述））。</p>	

<p>ページ 40</p> <p>那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)</p> <div style="text-align: center;"> <h3>町対策本部の組織及び機能</h3> </div> <p>町対策本部 町対策本部長 (町長) 町対策本部副本部長 (本部員の中から市長が指名) 町対策本部員 1 各班長及び班長代理 2 本部員 3 消防署の職員 4 消防団の団長 5 その他本部員が必要と認める者 ※町対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該町の職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることが可能である。</p> <p>各種措置の実施機関 住民生活部 健康福祉部 総務部 地域整備部 教育委員会事務局 農業委員会事務局 議会事務局</p> <p>支援要員派遣 決定内容の指示 現地調整所 現地対策本部</p> <p>対策本部長の意思決定を補佐 (町対策本部長の補佐機能) 統括班 対策班 情報通信班 広報班 庶務班</p> <p>※ 対策本部配備体制については、町災害対策本部第3配備体制と同様とする。</p>	<p>那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)</p> <div style="text-align: center;"> <h3>【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】</h3> </div> <p>那珂川市国民保護対策本部会議 対策本部長 (市長) 対策本部副本部長 (副市長、教育長) 対策本部員 各部長</p> <p>指揮命令 要員派遣状況報告 指揮命令 要員派遣状況報告</p> <p>現地对策本部 (必要に応じ設置) ○現地本部長 ○現地副本部長 ○現地本部員 ○その他職員</p> <p>派遣要請 出席情報提供 連絡調整等 消防機関 県警察 自衛隊 その他関係機関</p>	<p>改正理由等</p> <p>福岡県国民保護計画との整合</p>
--	---	-----------------------------------

<p>41</p> <p>【町対策本部長の補佐機能の編成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町対策本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定にかかる補佐 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 </td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>情報通信班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 避難及び救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災状況及び市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 </td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町対策本部員や市対策本部員のローテーション管理 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>		機能	統括班	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定にかかる補佐 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 	対策班	<ul style="list-style-type: none"> 町が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 	情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 避難及び救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況及び市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部員や市対策本部員のローテーション管理 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 	<p>【那珂川市対策本部組織図】 (災害対策本部に準じる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th>班名</th> <th>班長 (○数字は班長代理順位)</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災対総務部</td> <td rowspan="2">総務部長</td> <td>本部班</td> <td>総務課長 ①行政経営課長</td> <td>安全安心課職員 総務課職員 行政経営課職員</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>人事秘書課長 ①行政委員会事務局長 ②会計課長</td> <td>人事秘書課職員 行政委員会事務局職員 会計課職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民対策部</td> <td rowspan="2">市民生活部長</td> <td>市民班</td> <td>市民課長 ①環境課長</td> <td>市民課職員 環境課職員</td> </tr> <tr> <td>輸送班</td> <td>税務課長 ①収納課長</td> <td>税務課職員 収納課職員</td> </tr> <tr> <td>健康福祉対策部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>福祉班</td> <td>生活福祉課長 ①障がい者支援課長 ②高齢者支援課長 ③子育て支援課長 ④健康課長</td> <td>生活福祉課職員 障がい者支援課職員 高齢者支援課職員 子育て支援課職員 健康課職員 (保健師を除く)</td> </tr> <tr> <td>都市対策部</td> <td>都市整備部長</td> <td>土木1・2班</td> <td>建設課長 ①産業課長 ②都市計画課長 ③地域づくり課長 ④下水道課長</td> <td>建設課職員 産業課職員 都市計画課職員 地域づくり課職員 下水道課職員</td> </tr> <tr> <td>避難対策部</td> <td>教育部長</td> <td>避難収容班</td> <td>教育総務課長 ①学校教育課長 ②社会教育課長 ③文化振興課長 ④教育指導室長 ⑤人権政策課長 ⑥こども応援課長</td> <td>教育総務課職員 学校教育課職員 社会教育課職員 文化振興課職員 運動公園推進室職員 教育指導室職員 人権政策課職員 こども応援課職員</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防団長</td> <td>消防班</td> <td>①副団長</td> <td>消防団員</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長	班名	班長 (○数字は班長代理順位)	班員	災対総務部	総務部長	本部班	総務課長 ①行政経営課長	安全安心課職員 総務課職員 行政経営課職員	情報班	人事秘書課長 ①行政委員会事務局長 ②会計課長	人事秘書課職員 行政委員会事務局職員 会計課職員	市民対策部	市民生活部長	市民班	市民課長 ①環境課長	市民課職員 環境課職員	輸送班	税務課長 ①収納課長	税務課職員 収納課職員	健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	生活福祉課長 ①障がい者支援課長 ②高齢者支援課長 ③子育て支援課長 ④健康課長	生活福祉課職員 障がい者支援課職員 高齢者支援課職員 子育て支援課職員 健康課職員 (保健師を除く)	都市対策部	都市整備部長	土木1・2班	建設課長 ①産業課長 ②都市計画課長 ③地域づくり課長 ④下水道課長	建設課職員 産業課職員 都市計画課職員 地域づくり課職員 下水道課職員	避難対策部	教育部長	避難収容班	教育総務課長 ①学校教育課長 ②社会教育課長 ③文化振興課長 ④教育指導室長 ⑤人権政策課長 ⑥こども応援課長	教育総務課職員 学校教育課職員 社会教育課職員 文化振興課職員 運動公園推進室職員 教育指導室職員 人権政策課職員 こども応援課職員	消防部	消防団長	消防班	①副団長	消防団員	<p>地域防災計画との整合</p>
	機能																																																						
統括班	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定にかかる補佐 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的指示 																																																						
対策班	<ul style="list-style-type: none"> 町が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 																																																						
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 避難及び救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線及び通信機器の確保 																																																						
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況及び市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 																																																						
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部員や市対策本部員のローテーション管理 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 																																																						
部名	部長	班名	班長 (○数字は班長代理順位)	班員																																																			
災対総務部	総務部長	本部班	総務課長 ①行政経営課長	安全安心課職員 総務課職員 行政経営課職員																																																			
		情報班	人事秘書課長 ①行政委員会事務局長 ②会計課長	人事秘書課職員 行政委員会事務局職員 会計課職員																																																			
市民対策部	市民生活部長	市民班	市民課長 ①環境課長	市民課職員 環境課職員																																																			
		輸送班	税務課長 ①収納課長	税務課職員 収納課職員																																																			
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	生活福祉課長 ①障がい者支援課長 ②高齢者支援課長 ③子育て支援課長 ④健康課長	生活福祉課職員 障がい者支援課職員 高齢者支援課職員 子育て支援課職員 健康課職員 (保健師を除く)																																																			
都市対策部	都市整備部長	土木1・2班	建設課長 ①産業課長 ②都市計画課長 ③地域づくり課長 ④下水道課長	建設課職員 産業課職員 都市計画課職員 地域づくり課職員 下水道課職員																																																			
避難対策部	教育部長	避難収容班	教育総務課長 ①学校教育課長 ②社会教育課長 ③文化振興課長 ④教育指導室長 ⑤人権政策課長 ⑥こども応援課長	教育総務課職員 学校教育課職員 社会教育課職員 文化振興課職員 運動公園推進室職員 教育指導室職員 人権政策課職員 こども応援課職員																																																			
消防部	消防団長	消防班	①副団長	消防団員																																																			

那珂川市国民保護計画変更(案)新旧比較対照表 (第1回国民保護協議会資料)

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等																															
<p>42 43</p> <p>【町の各部・事務局の武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 226 433 264">部署名</th> <th data-bbox="433 226 1359 264">武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 264 433 499">共通</td> <td data-bbox="433 264 1359 499"> <ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関への応援に関すること。 町施設の管理（被害状況確認及び応急措置含む。）に関すること。 関係する国・県の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 499 433 905">住民生活部 (安全安心課、環境課、人権政策課、税務課、住民課)</td> <td data-bbox="433 499 1359 905"> <ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること。 職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。 消防本部、消防団及び自主防災組織との活動の調整及び協力要請に関すること。 水の確保に関すること。 災害情報通信手段の確保に関すること。 廃棄物等の処理に関すること。 遺体の措置及び埋葬に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 905 433 1171">健康福祉部 (福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、国保年金健康課)</td> <td data-bbox="433 905 1359 1171"> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の避難に関すること。 ボランティア活動の受け入れ体制に関すること。 医療機関及び関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 感染症の予防に関すること。 被災地の防疫に関すること。 救援物資の確保・輸送・配分に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1171 433 1377">総務部 (総務課、財政課、経営企画課) 議会事務局</td> <td data-bbox="433 1171 1359 1377"> <ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集に関すること。 必要車両等の確保及び調整に関すること。 交通対策に関すること。 広報活動における連絡調整に関すること。 住民からの被害情報の収集・整理及び各部、関係機関等への連絡に関すること。 町のホームページによる住民への周知に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1377 433 1780">地域整備部 (建設課、産業課、都市計画課、下道課)</td> <td data-bbox="433 1377 1359 1780"> <ul style="list-style-type: none"> 商工業関係、農業関係の被害状況調査に関すること。 河川・ため池・道路・橋梁等の公共土木施設の被害状況調査に関すること。 復旧に関すること。 被災者救出のための機械機具の借上げ及び手配に関すること。 応急仮設住宅の用地選定及び建設工事に関すること。 生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 南畑ダム・背振ダムの被害状況把握に関すること。 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整に関すること。 被災者の応急住宅対策（あっせん等）に関すること。 救助に必要な調査、連絡に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1780 433 1913">教育部 (学校教育課、社会教育課、町立高等学校)</td> <td data-bbox="433 1780 1359 1913"> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、連絡及び給食給水及び運営体制の整備に関すること。 史跡・文化財等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係施設（教育施設等）での避難所の開設、連絡に関すること。 児童、生徒等の避難に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	武力攻撃事態等における業務	共通	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関への応援に関すること。 町施設の管理（被害状況確認及び応急措置含む。）に関すること。 関係する国・県の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 	住民生活部 (安全安心課、環境課、人権政策課、税務課、住民課)	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること。 職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。 消防本部、消防団及び自主防災組織との活動の調整及び協力要請に関すること。 水の確保に関すること。 災害情報通信手段の確保に関すること。 廃棄物等の処理に関すること。 遺体の措置及び埋葬に関すること。 	健康福祉部 (福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、国保年金健康課)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の避難に関すること。 ボランティア活動の受け入れ体制に関すること。 医療機関及び関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 感染症の予防に関すること。 被災地の防疫に関すること。 救援物資の確保・輸送・配分に関すること。 	総務部 (総務課、財政課、経営企画課) 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集に関すること。 必要車両等の確保及び調整に関すること。 交通対策に関すること。 広報活動における連絡調整に関すること。 住民からの被害情報の収集・整理及び各部、関係機関等への連絡に関すること。 町のホームページによる住民への周知に関すること。 	地域整備部 (建設課、産業課、都市計画課、下道課)	<ul style="list-style-type: none"> 商工業関係、農業関係の被害状況調査に関すること。 河川・ため池・道路・橋梁等の公共土木施設の被害状況調査に関すること。 復旧に関すること。 被災者救出のための機械機具の借上げ及び手配に関すること。 応急仮設住宅の用地選定及び建設工事に関すること。 生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 南畑ダム・背振ダムの被害状況把握に関すること。 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整に関すること。 被災者の応急住宅対策（あっせん等）に関すること。 救助に必要な調査、連絡に関すること。 	教育部 (学校教育課、社会教育課、町立高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、連絡及び給食給水及び運営体制の整備に関すること。 史跡・文化財等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係施設（教育施設等）での避難所の開設、連絡に関すること。 児童、生徒等の避難に関すること。 	<p>【那珂川市国民保護対策本部事務分掌表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 226 1552 264">部署名</th> <th data-bbox="1552 226 2594 264">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 264 1552 772">共通</td> <td data-bbox="1552 264 2594 772"> <ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関への応援に関すること。 市施設の管理（被害状況確認及び応急措置含む。）に関すること。 関係する国・県の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 772 1552 919">災 対 総 務 部</td> <td data-bbox="1552 772 2594 919"> <ul style="list-style-type: none"> 市国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること。 職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。 消防本部、消防団及び自主防災組織との活動の調整及び協力要請に関すること。 災害情報通信手段の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 919 1552 1073">情報班</td> <td data-bbox="1552 919 2594 1073"> <ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集に関すること。 必要車両等の確保及び調整に関すること。 広報活動における連絡調整に関すること。 住民からの被害情報の収集・整理及び各部、関係機関等への連絡に関すること。 市のホームページによる住民への周知に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1073 1552 1129">市 民 対 策 部</td> <td data-bbox="1552 1073 2594 1129"> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の処理に関すること。 遺体の火葬・埋葬に関すること。 給水活動への協力に関すること。 物資集配拠点の開設に関すること。 救援物資の受け入れ・管理・仕分けに関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1129 1552 1192">輸送班</td> <td data-bbox="1552 1129 2594 1192"> <ul style="list-style-type: none"> 応急対策物資の輸送に関すること。 公的徴収金の減免等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1192 1552 1398">健 康 福 祉 対 策 部</td> <td data-bbox="1552 1192 2594 1398"> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の避難に関すること。 ボランティア活動の受け入れ体制に関すること。 医療機関及び関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 遺体の収容に関すること。 感染症の予防に関すること。 被災地の防疫に関すること。 救援物資の確保・輸送・配分に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1398 1552 1759">都 市 対 策 部</td> <td data-bbox="1552 1398 2594 1759"> <ul style="list-style-type: none"> 商工業関係、農業関係の被害状況調査に関すること。 河川・ため池・道路・橋梁等の公共土木施設の被害状況調査に関すること。 復旧に関すること。 被災者救出のための機械機具の借上げ及び手配に関すること。 応急仮設住宅の用地選定及び建設工事に関すること。 生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 南畑ダム・五ヶ山ダムの被害状況把握に関すること。 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整に関すること。 被災者の応急住宅対策（あっせん等）に関すること。 救助に必要な調査、連絡に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1759 1552 1913">避 難 対 策 部</td> <td data-bbox="1552 1759 2594 1913"> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、連絡及び給食給水及び運営体制の整備に関すること。 史跡・文化財等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係施設（教育施設等）での避難所の開設、連絡に関すること。 児童、生徒等の避難に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	事務分掌	共通	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関への応援に関すること。 市施設の管理（被害状況確認及び応急措置含む。）に関すること。 関係する国・県の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 	災 対 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> 市国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること。 職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。 消防本部、消防団及び自主防災組織との活動の調整及び協力要請に関すること。 災害情報通信手段の確保に関すること。 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集に関すること。 必要車両等の確保及び調整に関すること。 広報活動における連絡調整に関すること。 住民からの被害情報の収集・整理及び各部、関係機関等への連絡に関すること。 市のホームページによる住民への周知に関すること。 	市 民 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の処理に関すること。 遺体の火葬・埋葬に関すること。 給水活動への協力に関すること。 物資集配拠点の開設に関すること。 救援物資の受け入れ・管理・仕分けに関すること。 	輸送班	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策物資の輸送に関すること。 公的徴収金の減免等に関すること。 	健 康 福 祉 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の避難に関すること。 ボランティア活動の受け入れ体制に関すること。 医療機関及び関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 遺体の収容に関すること。 感染症の予防に関すること。 被災地の防疫に関すること。 救援物資の確保・輸送・配分に関すること。 	都 市 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 商工業関係、農業関係の被害状況調査に関すること。 河川・ため池・道路・橋梁等の公共土木施設の被害状況調査に関すること。 復旧に関すること。 被災者救出のための機械機具の借上げ及び手配に関すること。 応急仮設住宅の用地選定及び建設工事に関すること。 生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 南畑ダム・五ヶ山ダムの被害状況把握に関すること。 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整に関すること。 被災者の応急住宅対策（あっせん等）に関すること。 救助に必要な調査、連絡に関すること。 	避 難 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、連絡及び給食給水及び運営体制の整備に関すること。 史跡・文化財等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係施設（教育施設等）での避難所の開設、連絡に関すること。 児童、生徒等の避難に関すること。 	<p>地域防災計画の部署名との整合</p>
部署名	武力攻撃事態等における業務																																	
共通	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関への応援に関すること。 町施設の管理（被害状況確認及び応急措置含む。）に関すること。 関係する国・県の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 																																	
住民生活部 (安全安心課、環境課、人権政策課、税務課、住民課)	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること。 職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。 消防本部、消防団及び自主防災組織との活動の調整及び協力要請に関すること。 水の確保に関すること。 災害情報通信手段の確保に関すること。 廃棄物等の処理に関すること。 遺体の措置及び埋葬に関すること。 																																	
健康福祉部 (福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、国保年金健康課)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の避難に関すること。 ボランティア活動の受け入れ体制に関すること。 医療機関及び関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 感染症の予防に関すること。 被災地の防疫に関すること。 救援物資の確保・輸送・配分に関すること。 																																	
総務部 (総務課、財政課、経営企画課) 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集に関すること。 必要車両等の確保及び調整に関すること。 交通対策に関すること。 広報活動における連絡調整に関すること。 住民からの被害情報の収集・整理及び各部、関係機関等への連絡に関すること。 町のホームページによる住民への周知に関すること。 																																	
地域整備部 (建設課、産業課、都市計画課、下道課)	<ul style="list-style-type: none"> 商工業関係、農業関係の被害状況調査に関すること。 河川・ため池・道路・橋梁等の公共土木施設の被害状況調査に関すること。 復旧に関すること。 被災者救出のための機械機具の借上げ及び手配に関すること。 応急仮設住宅の用地選定及び建設工事に関すること。 生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 南畑ダム・背振ダムの被害状況把握に関すること。 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整に関すること。 被災者の応急住宅対策（あっせん等）に関すること。 救助に必要な調査、連絡に関すること。 																																	
教育部 (学校教育課、社会教育課、町立高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、連絡及び給食給水及び運営体制の整備に関すること。 史跡・文化財等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係施設（教育施設等）での避難所の開設、連絡に関すること。 児童、生徒等の避難に関すること。 																																	
部署名	事務分掌																																	
共通	<ul style="list-style-type: none"> 指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること。 指定行政機関及び指定地方行政機関への応援に関すること。 市施設の管理（被害状況確認及び応急措置含む。）に関すること。 関係する国・県の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 																																	
災 対 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> 市国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 自主防災組織との連絡調整に関すること。 救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること。 職員の派遣（要請）及びあっせんに関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 特殊標章等の交付、許可に関すること。 消防本部、消防団及び自主防災組織との活動の調整及び協力要請に関すること。 災害情報通信手段の確保に関すること。 																																	
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集に関すること。 必要車両等の確保及び調整に関すること。 広報活動における連絡調整に関すること。 住民からの被害情報の収集・整理及び各部、関係機関等への連絡に関すること。 市のホームページによる住民への周知に関すること。 																																	
市 民 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の処理に関すること。 遺体の火葬・埋葬に関すること。 給水活動への協力に関すること。 物資集配拠点の開設に関すること。 救援物資の受け入れ・管理・仕分けに関すること。 																																	
輸送班	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策物資の輸送に関すること。 公的徴収金の減免等に関すること。 																																	
健 康 福 祉 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 幼児、園児等の避難に関すること。 ボランティア活動の受け入れ体制に関すること。 医療機関及び関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 遺体の収容に関すること。 感染症の予防に関すること。 被災地の防疫に関すること。 救援物資の確保・輸送・配分に関すること。 																																	
都 市 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 商工業関係、農業関係の被害状況調査に関すること。 河川・ため池・道路・橋梁等の公共土木施設の被害状況調査に関すること。 復旧に関すること。 被災者救出のための機械機具の借上げ及び手配に関すること。 応急仮設住宅の用地選定及び建設工事に関すること。 生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること。 建設関係団体等との連絡調整に関すること。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 南畑ダム・五ヶ山ダムの被害状況把握に関すること。 水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡調整に関すること。 被災者の応急住宅対策（あっせん等）に関すること。 救助に必要な調査、連絡に関すること。 																																	
避 難 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、連絡及び給食給水及び運営体制の整備に関すること。 史跡・文化財等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係施設（教育施設等）での避難所の開設、連絡に関すること。 児童、生徒等の避難に関すること。 																																	

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等
47	(2) 国・県現地対策本部との連携 町は、国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	(2) 国・県現地対策本部との連携 <u>市</u> は、国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u>	国民の保護に関する基本指針の変更 (平成26年5月9日)
51	② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.town.nakagawa.fukuoka.jp/) に警報の内容を掲載する。	② <u>市</u> は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (https://www.city.nakagawa.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。	URL変更に伴うもの
51	(図欄外) ※市長は、ホームページ (http://www.town.nakagawa.fukuoka.jp/jp/) に警報の内容を掲載する。	(図欄外) ※市長は、ホームページ (https://www.city.nakagawa.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。	URL変更に伴うもの
52	(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として、以下の要領により行う。 なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討する。 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合 この場合においては、原則として、電子メールの利用、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用等、事前に定めた方法により周知する。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ 町長が特に必要と認める場合は、サイレンを使用して住民に周知を図る。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 ※【全国瞬時警報システム (J-ALERT) を用いた場合の対応】 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム (J-ALERT) が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。	(1) 警報の内容は、 <u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により</u> 、原則として、以下の要領により <u>情報を伝達する。</u> なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討する。 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、 <u>国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、住民に注意喚起するとともに</u> 、電子メールの利用、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用等、事前に定めた方法により <u>武力攻撃事態等において警報が発令された事実等</u> を周知する。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ <u>市長</u> が特に必要と認める場合は、サイレンを使用して住民に周知を図る。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。 <u>※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u>	国民の保護に関する基本指針の変更 (平成26年5月9日)
52	(2) 町長は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会及び災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(2) <u>市長</u> は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会及び <u>避難行動要支援者</u> 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、 <u>市</u> は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮し、具体的には、 <u>避難行動要支援者</u> について、防災・福祉部局との連携の下で、 <u>避難行動要支援者名簿</u> を活用するなど、 <u>避難行動要支援者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	災害対策基本法の改正 (平成25年)
53	(6) 高齢者、障害者、児童等に対する警報の伝達については、市は防災における体制等を活用し、高齢者等の災害時要援護者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努める。 また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し、多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努める。	(6) 高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達については、 <u>市</u> は防災における体制等を活用し、高齢者等の <u>避難行動要支援者</u> への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努める。 また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し、多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努める。	
55	【町の避難実施要領の項目】 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の行政区や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	【 <u>市</u> の避難実施要領の項目】 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の行政区や近隣住民間での安否確認、 <u>要配慮者</u> への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	災害対策基本法の改正 (平成25年)

那珂川市国民保護計画変更(案)新旧比較対照表 (第1回国民保護協議会資料)

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等
56	⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)	⑥ <u>要支援者</u> の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u> 、 <u>避難行動要支援者</u> 支援班の設置)	災害対策基本法の改正 (平成25年)
58	(1) 省略 (2) 消防機関の活動 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認、要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3)～(5) 省略 (新規) (6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。また、避難支援プランを策定した後は、民生委員及び社会福祉協議会と十分に協議し、その役割を考えた上、当該プランに沿って対応を行う。 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。) (7)～(13) 省略	(1) 省略 (2) 消防機関の活動 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>避難行動要支援者</u> に関する情報の確認、要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3)～(5) 省略 <u>(6) 大規模集客施設等における避難</u> <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u> <u>(7) 高齢者、障がい者等への配慮</u> <u>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。また、民生委員及び社会福祉協議会と十分に協議し、その役割を考えた上、避難行動要支援者名簿を活用しながら対応を行う。</u> (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。) (8)～(14) 省略	災害対策基本法の改正 (平成25年) 国民の保護に関する基本指針の変更 (平成25年3月22日)
60	弾道ミサイルの場合 ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 (実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)	弾道ミサイルの場合 ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 (実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、 <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。</u>)	字句の削除
60 61	※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 このため、弾道ミサイルの主体 (国又は国に準じる者) の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。	※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて <u>困難であり、また、</u> 弾道ミサイルの主体 (国又は国に準じる者) の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、 <u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、</u> すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。	国民の保護に関する基本指針の変更 (平成29年12月19日)
64	(1) 救援の基準等 町長は、事務の委任を受けた場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成16年厚生労働省告示 第343号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	(1) 救援の基準等 <u>市長は、事務の委任を受けた場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成25年内閣府告示 第229号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</u> <u>市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</u>	字句の削除
65	安否情報収集・整理・提供の流れ (図中) 報告 ・メール ・FAX	安否情報収集・整理・提供の流れ (図中) <u>システム</u> ・メール ・FAX <u>※ システムとは、安否情報システム (以下「システム」という。) による安否情報の入力を指す。</u>	福岡県国民保護計画との整合

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等
66	町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	<u>市</u> は、県への報告に当たっては、原則として、 <u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u>	県計画との整合を図るもの
72	町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、町長は、知事に対してその旨を通報する。	<u>市長</u> は、 <u>市</u> の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市 <u>町村</u> 長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、 <u>市長</u> は、知事に対してその旨を通報する。	字句の修正
75	町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、町の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（ <u>放射線</u> 災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講じ、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。	<u>市</u> は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、 <u>市</u> の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（ <u>原子力</u> 災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講じ、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。	県計画との整合を図るもの
75	1 武力攻撃原子力災害への対処	1 武力攻撃原子力災害 <u>等</u> への対処	本文との整合
75	町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、町の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（ <u>放射線</u> 災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。	<u>市</u> は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、 <u>市</u> の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（ <u>原子力</u> 災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。	県計画との整合を図るもの
75	(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	国民の保護に関する基本指針の変更（平成26年5月9日）
76	<p>① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。</p> <p>② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を関係する指定行政機関の長及び知事に通報する。</p>	<p>① <u>市長</u>は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。</p> <p>② <u>市長</u>は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会</u>並びに知事に通報する。</p>	
		<p><u>(3) モニタリングの実施</u></p> <p><u>市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p>	
	(5) 安定ヨウ素剤の配布	<p><u>(6) 安定ヨウ素剤の服用</u></p> <p><u>市長</u>は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、<u>地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p>	
	町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。	<u>(7) 省略</u>	
		<p><u>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</u></p> <p><u>市長</u>は、<u>避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p><u>(9) 飲食物の摂取制限等</u></p> <p><u>市長</u>は、必要に応じ、<u>飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p>	

那珂川市国民保護計画変更(案)新旧比較対照表 (第1回国民保護協議会資料)

ページ	那珂川町国民保護計画 (平成24年4月)	那珂川市国民保護計画 (令和5年4月)	改正理由等
82	① 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② 省略	① <u>市</u> は、地域防災計画の定めに基づいて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(<u>平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② 省略	時点の更新
85	(図欄外) 日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル)	(図欄外) 日本 <u>産業</u> 規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル)	会社名の変更に伴うもの
86	① 町長 ・ 町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 消防団長及び消防団員 ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ② <u>削除</u> ③ <u>削除</u> ② 水防管理者 ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者	① <u>市長</u> ・ <u>市</u> の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 消防団長及び消防団員 ・ <u>市長</u> の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ <u>市長</u> が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ② 水防管理者 ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者	不要記述の削除
92	福岡県消防防災課 消防係 78-700-7023 市町村支援課	福岡県 <u>総務部防災危機管理局</u> 消防係 78-700-702 <u>5</u> <u>行財政</u> 支援課	組織名の修正及び電話番号追加
93	那珂 <u>土木</u> 事務所 総務 <u>企画</u> 課 流域下水道事務所 庶務課	那珂 <u>県土整備</u> 事務所 総務課 流域下水道事務所 庶務課 <u>(無線78-821-510)</u>	組織名の修正及び電話番号追加
93	福岡市 市民局 <u>生活安全危機対策部危機管理</u> 課	福岡市 市民局 <u>防災・危機管理部防災企画</u> 課	組織名の修正